

広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市の廃棄物処理を取り巻く社会情勢の変化や処理に係る各種施策の実施状況等を踏まえた上で、市民・事業者・本市の協働による更なるごみの減量やリサイクルの推進によって循環型社会の形成を目指すとともに、災害に強く安定的なごみ処理体制を構築していくため、新たな「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定する法定計画であり、国の法律・計画や県の「広島県廃棄物処理計画」、本市の「広島市総合計画」、「広島市環境基本計画」等との整合を図り、長期的・総合的な視点から、本市における一般廃棄物処理の方針を示す計画である。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「広島市食品ロス削減推進条例」に基づき策定する食品ロス削減推進計画は、ごみの発生抑制・排出抑制に資するものであり、本計画と関連が深いことから、本計画の中に位置付け、一体のものとして策定する。

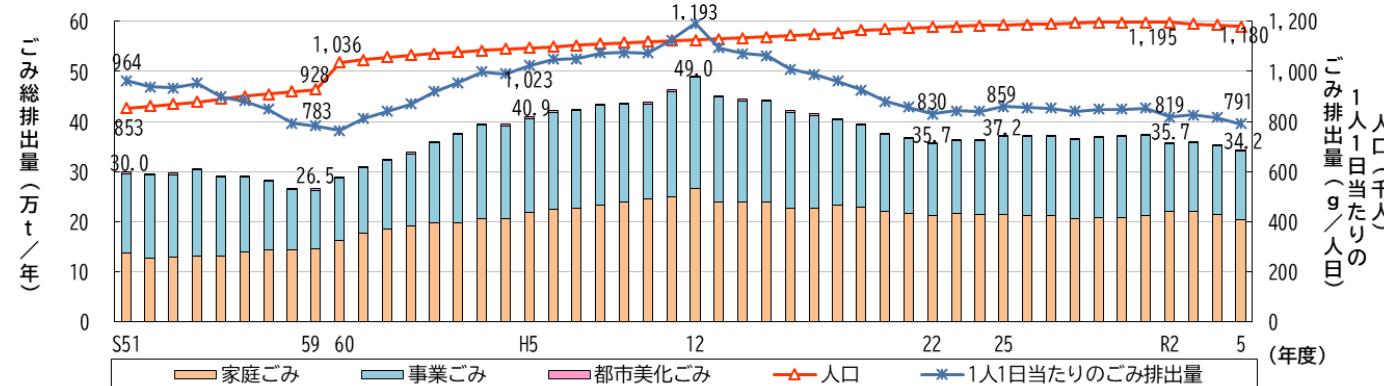
第2章 ごみ処理の現状

1 ごみ総排出量の推移

本市は、昭和50年（1975年）に「ごみ非常事態宣言」を発し、昭和51年（1976年）から全国に先駆けて家庭ごみの5種類分別収集を実施するなど、市民の協力の下にごみの減量を推進した結果、昭和50年代のごみ総排出量は年間30万t前後で推移していた。

しかし、昭和60年代からは、生産・消費の拡大などにより、ごみ総排出量は急増傾向に転じ、平成5年度（1993年度）には40万tを突破し、ピーク時の平成12年度（2000年度）には49.0万tとなった。その後、家庭ごみの8種類分別収集の実施や、事業ごみ有料指定袋制度の導入などにより、減少傾向となっていたが、平成25年度（2013年度）から令和元年度（2019年度）までは、ほぼ横ばいで推移していた。近年では、令和2年度（2020年度）に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、家庭ごみは外出自粛による巣ごもり消費により増加した一方、事業ごみが事業活動の縮小により大きく減少したことに加え、玖谷埋立地で受け入れていた産業廃棄物（廃プラスチック類）の受入れを停止し、民間業者での処理に移行したことで全体としてのごみ総排出量は減少し、その後も減少傾向となっている。

また、1人1日当たりのごみ排出量は、ピーク時の平成12年度（2000年度）に1,193gとなっていたが、その後減少傾向にあり、令和5年度（2023年度）は791gとなっている。

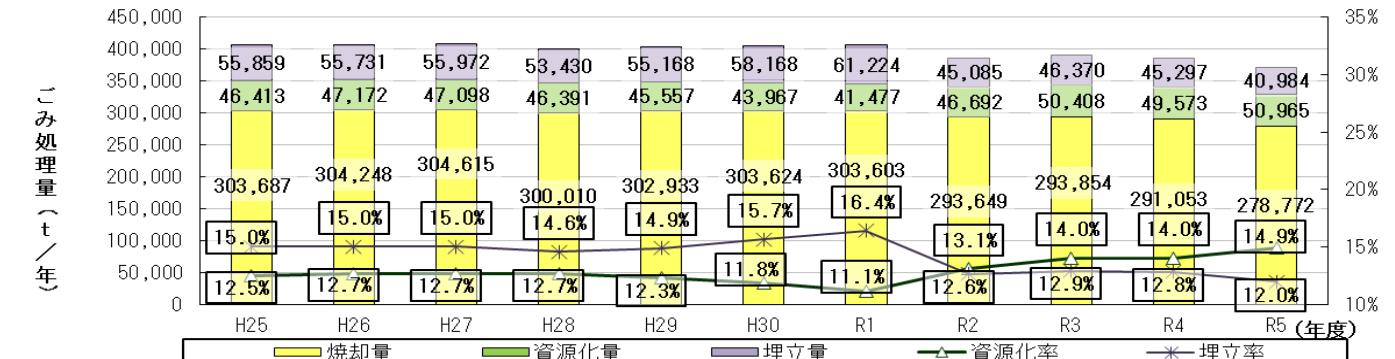


2 ごみ処理量等の推移

ごみ処理量のうち、焼却量は平成25年度（2013年度）以降、令和元年度（2019年度）までほぼ横ばいで推移していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた令和2年度（2020年度）に約1万t減少し、令和5年度（2023年度）は更に約1万t減少した。

資源化率は、平成26年度（2014年度）から令和元年度（2019年度）まで低下傾向であったが、令和3年度（2021年度）に資源ごみの持ち去り行為を条例で禁止したことなどにより、近年は上昇傾向となっている。

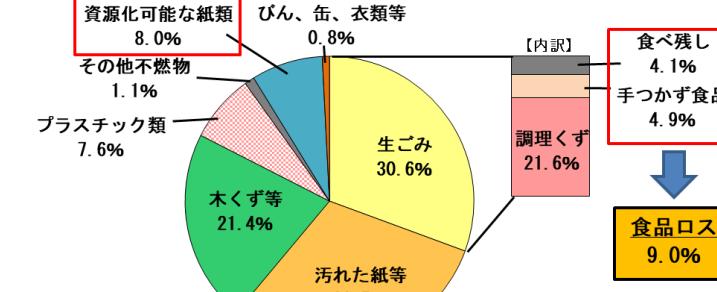
埋立量は、令和2年度（2020年度）に事業系プラスチックごみ及び産業廃棄物（廃プラスチック類）の玖谷埋立地での受入れを停止したため減少し、その後はほぼ横ばいで推移しており、令和5年度（2023年度）は約4.1万tとなっている。



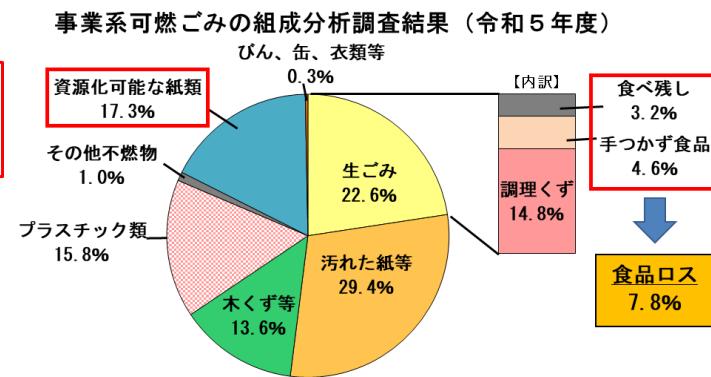
3 可燃ごみの組成分析調査結果

令和5年度（2023年度）の可燃ごみ組成分析調査※結果を見ると、可燃ごみの中に資源化可能な紙類が、家庭ごみには8.0%、事業ごみでは17.3%の割合で含まれていた。また、生ごみに含まれる食べ残しや手つかず食品といった食品ロスは、家庭系可燃ごみには全体の9.0%、事業系可燃ごみでは全体の7.8%の割合で含まれていた。

家庭系可燃ごみの組成分析調査結果（令和5年度）



事業系可燃ごみの組成分析調査結果（令和5年度）



※ 中工場・安佐南工場において、搬入された可燃ごみを仕分けし、その分類ごとの割合を算出している。
「家庭系」は2台の収集車両から100kgずつ計200kgの調査を1回とし、各工場で年2回実施しており、「事業系」は4台の収集車両から50kgずつ計200kgの調査を1回とし、各工場で年2回実施している。

第3章 一般廃棄物を取り巻く状況の変化

- 平成27年（2015年）に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた環境分野における取組の推進
- 令和4年（2022年）4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応など廃棄物処理における温室効果ガス削減の取組の推進
- 近年頻発している自然災害への対応（災害に強く安全で安定した廃棄物処理体制の構築）
- 令和元年（2019年）5月に制定された「食品ロスの削減の推進に関する法律」や、令和5年（2023年）4月に施行した「広島市食品ロス削減推進条例」を踏まえた食品ロスの削減に向けた取組の推進
- 少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化、個人の価値観の多様化やライフスタイルの変化など、廃棄物行政を取り巻く環境の変化への対応（廃棄物の適正かつ効率的な処理の推進）

第4章 ごみ処理の現状等を踏まえた課題

ごみの減量とリサイクルについて

- 環境負荷低減のためのごみ排出量の更なる削減
- 食品ロスの削減

- 資源化可能な紙類の分別徹底等による資源化率の向上
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応

まちの美化について

- 清掃活動の推進
- ごみのポイ捨てや不法投棄の防止

分別区分・収集運搬体制について

- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の趣旨を踏まえた家庭ごみの分別区分の見直し

- 収集運搬の効率化に向けたごみ置き場のステーション化の推進及びごみ出しが困難な高齢者等に対する支援

ごみ処理体制について

- ごみ処理施設の適切な維持管理、延命化、整備
- 自然災害等に備えた近隣自治体との連携の推進

- 恵下埋立地の適切な運営
- 玖谷埋立地の跡地の有効活用の検討

ごみ処理コストについて

- ごみの減量やリサイクルの推進、ごみ処理や施設運営の効率化などによるごみ処理費用の削減

第5章 基本理念・基本方針

1 基本理念

資源が循環して天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される美しく魅力あふれる都市、ゼロエミッションシティ広島の実現を基本理念として掲げ、市民・事業者・本市が一体となって挑戦を続けていく。

『ゼロエミッションシティ広島の実現』

2 基本方針

(1) 市民・事業者・本市が一体となったごみの減量とリサイクルの推進

市民・事業者・本市の三者が相互に協力・連携しながら、食品ロスの削減やプラスチックごみの排出抑制などによるごみの減量とリサイクルに積極的に取り組むことにより、循環型社会の形成を更に推進する。



(2) ごみのないきれいなまちづくりの推進

市民が広島に愛着や誇りを持ち、来広者がまた来てみたい、住んでみたいと感じる「世界に誇れる『まち広島の実現』を目指して、市民主体のごみのないきれいなまちづくりや美化推進区域を中心に市民や来広者が快適に過ごせる環境づくり等を推進する。



(3) 分別区分・収集運搬体制の再構築

少子高齢化や社会情勢の変化、多様化する市民ニーズや国の法制度等に適切に対応し、ごみの適正処理や市民サービスの向上を図る。



(4) 安定的なごみ処理体制の確保

ごみ処理施設を適切に管理・運営するとともに、施設整備を計画的に進め、ごみ処理過程において環境負荷の低減とコストの削減を実現しつつ、災害に強く安全で安定したごみ処理体制を構築する。



(5) ごみ処理コストの削減

ごみの減量・リサイクルの推進やごみ処理体制の効率化などにより、ごみ処理費用の削減を図る。



第6章 計画期間と目標

1 計画期間と目標年度

令和7年度（2025年度）～令和16年度（2034年度）（中間目標年度：令和11年度（2029年度）、最終目標年度：令和16年度（2034年度））

2 前計画の目標達成状況

各目標について、それぞれ令和5年度（2023年度）の推計目標値を達成しており、前計画の初年度である平成27年度（2015年度）から最終目標年度である令和6年度（2024年度）に向けて、ごみの減量とリサイクルの推進に向けた各施策の成果が着実に上がっているものと考えられる。

区分	基 準	中間目標年度	推計目標値	最終目標年度
	平成25年度	令和元年度	令和5年度	令和6年度
目標1 排出量	371,937t/年	359,000t/年	344,243t/年	337,000t/年 (約1割削減)
1人1日当たりのごみ排出量	859g/人日	826g/人日	799g/人日	785g/人日 (74g削減)
目標2 焼却量	303,687t/年	298,000t/年	288,721t/年	285,000t/年 (焼却施設稼働率約82%)
目標3 埋立量	55,859t/年	49,000t/年	41,271t/年	40,000t/年 (約3割削減)

3 新たな目標設定

(1) 目標の見直し

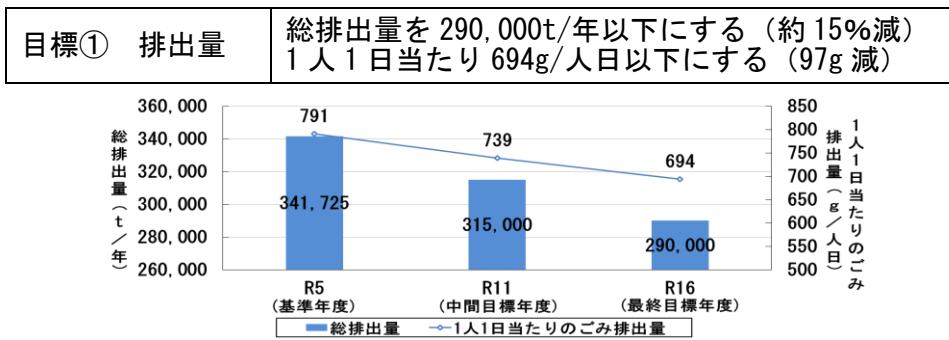
基本理念に掲げる、ごみを可能な限りゼロに近づけ環境への負荷を極めて小さくするゼロエミッションシティ広島を実現するためには、ごみの発生を極力抑制するとともに、発生したごみについて、これまで焼却していた製品プラスチックを資源化するなど、可能な限り資源として有効に循環利用することが重要となることに鑑み、前計画の3つの目標に加えて、「資源化率」を目標として新たに設定する。

(2) 目標設定

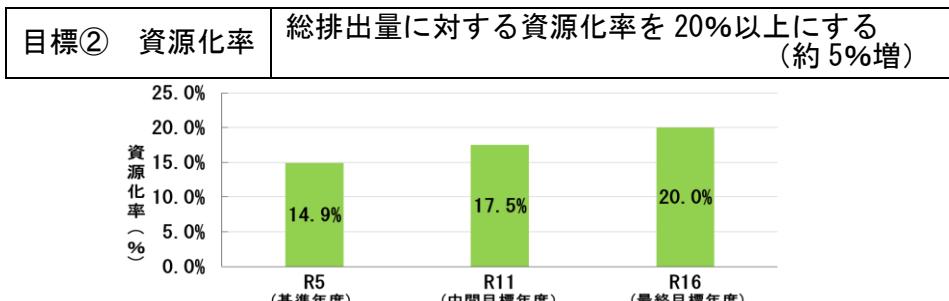
① 排出量（1人1日当たりのごみ排出量）*

国は、一般廃棄物の排出量について、令和12年度（2030年度）において、令和4年度（2022年度）比で約9%削減する目標を設定しており、単年度当たりの目標は約1.13%の削減となる。

本市においては、令和5年度（2023年度）を基準に市民・事業者・本市が一体となって、計画期間中、国の目標を上回る単年度当たり1.5%の削減を目指すこととし、目標値を設定する。

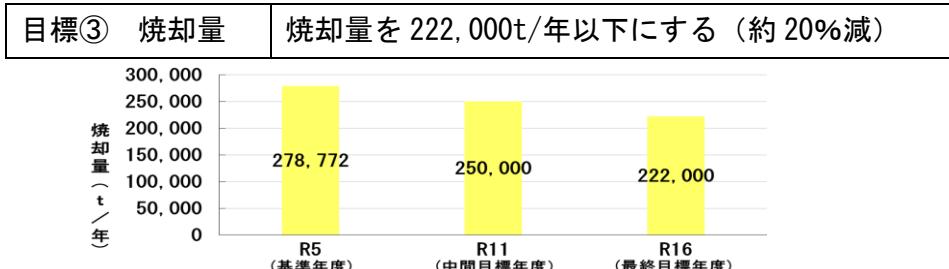


* 食品ロス削減推進計画において別途定める食品ロス削減の目標値を加味した数値である。



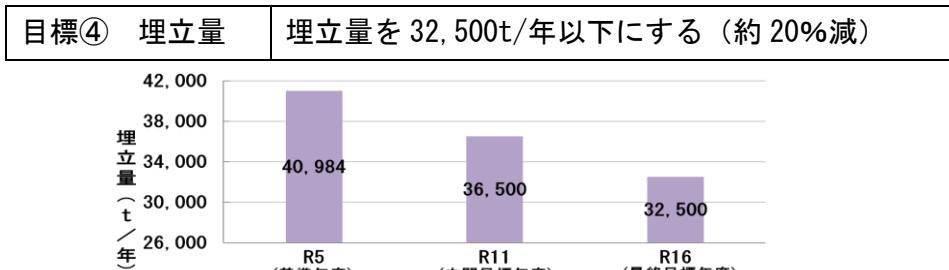
② 資源化率

現在、焼却処分しているリサイクル可能な製品プラスチックと紙ごみを全て資源化した場合、総排出量に対する資源化量の割合は約20%となることから、これらを資源化することを目指すこととし、目標値を設定する。



③ 焚却量

災害の発生や突発的要因による焼却施設の停止などのリスク、ごみの広域処理体制の構築を想定しつつ、安定的な焼却体制を維持することを目指すこととし、目標値を設定する。



④ 埋立量

環境負荷の低減や循環型社会形成の観点から、ごみの減量・リサイクルを推進することなどにより、埋立量を約20%削減することを目指すこととし、目標値を設定する。

第7章 目標達成に向けた取組

基本
理念

基本方針

市民・事業者・本市
が一体となったごみ
の減量とリサイクル
の推進

<関連するSDGs>



ゼロエミッションシティ広島の実現

ごみのないきれいな
まちづくりの推進

<関連するSDGs>



分別区分・収集運搬
体制の再構築

<関連するSDGs>



安定的なごみ処理体
制の確保

<関連するSDGs>



ごみ処理コストの削減

<関連するSDGs>



基本方針	本市の取組	市民の取組	事業者の取組
	<p>【プラスチックごみの減量】 使い捨てプラスチックの排出抑制</p> <p>【小売店による店頭回収の利用促進】 スーパーマーケット等における店頭回収の利用促進</p> <p>【自主的取組への支援】 町内会等による資源物の集團回収の促進 地域環境指導員の活動支援</p> <p>【家庭ごみの分別徹底】 分別の必要性と方法の周知 発火の可能性があるごみの分別徹底</p> <p>【家庭ごみのリユース・リサイクルの推進】 資源ごみ（紙類）の対象拡大に係る検討 不要品のリユースの促進 使用済小型家電のリサイクルの促進 ペットボトル等のリサイクル率向上 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応</p> <p>【市民の環境意識の向上】 教育部局と連携した環境教育の推進 出前環境講座等の実施 市や民間のごみ処理施設等の見学等の促進</p> <p>【事業者のコスト負担の適正化】 事業ごみ有料指定袋制度の継続実施 事業ごみ処分手数料の見直し</p> <p>【事業ごみの減量、リサイクルに関する指導】 多量排出事業者への指導 事業系紙ごみの市焼却施設への搬入規制</p> <p>【食品ロスの削減】 食品ロス削減推進計画に基づく施策の実施</p> <p>【市民、事業者との協働による取組の推進】 ごみ減量・リサイクル実行委員会の開催 ごみの減量・リサイクルの推進に関する施策の広報</p> <p>【グリーン購入の推進】 グリーン購入の推進</p> <p>【調査・研究等】 新たなりサイクル技術の調査・研究 ごみ組成分析調査</p> <p>【表彰】 表彰の実施</p> <p>【国や業界団体への働きかけ】 資源有効利用促進法、家電リサイクル法に基づくメーカー回収の促進 容器包装リサイクルの促進 廃乾電池、廃蛍光灯等の販売店を通じた回収システムの促進 ごみを発生させない製品開発等の促進 リチウム蓄電池等の火災防止及びリサイクル活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ストローなどの使い捨てプラスチック製品を受け取らない選択 ○惣菜など使い捨てプラスチック製品に入った食品等の購入の削減 ○簡易包装、詰め替え商品の積極的な購入 ○繰り返し使えるマイバッグ、マイボトル、マイ箸等の持参 ○スーパー・マーケット等の店頭回収の利用 ○町内会等が実施する集團回収等への協力 ○適正なごみの分別・排出の徹底 ○生ごみを排出する際の水切りの徹底 ○リユースショップ、リユースサイトの活用 ○使用済小型家電のボックス回収、宅配便回収、拠点回収、イベント回収の活用 ○ごみ処理施設等の見学や環境啓発イベント等への参加 ○ごみの減量・リサイクルの重要性について家族など身近な人と話し合うことなどによる意識の向上 ○日常の中で環境に配慮した具体的な行動の実践 ○自らの責任における適正な処理 ○生ごみを排出する際の水切りの徹底 ○再生利用等を行うことによるごみの減量・リサイクルの推進 ○電子データ化等による紙類の使用の抑制、可燃ごみを排出する際の資源化可能な紙類の適正な分別 ○未利用食品や規格外品の有効活用 ○納品期限の緩和等の商慣習見直し ○需要予測に基づく仕入れ・仕込みや販売等の工夫 ○食べ残し削減の働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○使い捨てプラスチック製品の提供の自粛 ○過剰包装の廃止や容器包装の簡素化の積極的な実施 ○購入者に対する繰り返し使えるマイバッグ等の持参の呼びかけ ○店頭回収の実施、品目追加 ○再生利用しやすい製品の開発・製造 ○使用済製品の回収やリサイクル、適正処理 ○使用済小型家電の店頭回収の実施や回収拠点の拡大 ○従業員等への環境教育の実施 ○ごみの減量・リサイクルに係る啓発物の掲示・配布 ○ごみの減量・リサイクル実行委員会の取組等への参加・協力 ○環境に配慮した製品・サービスの選択 ○ごみのないきれいなまちづくりの推進への協力
	<p>【清掃活動の推進】 市内における清掃活動の実施 河川、海岸、公園等におけるごみの清掃・回収</p> <p>【ポイ捨て未然防止対策等の推進】 ポイ捨て防止の取組の推進</p> <p>【不法投棄防止対策の推進】 不法投棄をされない環境づくりの推進</p> <p>【表彰・意識啓発】 表彰・啓発の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○清掃活動などによる地域の美観の保持 ○地域の環境保全活動等への積極的な参加、協力 ○ポイ捨て防止の徹底 ○不法投棄をされない環境づくりの推進 	
	<p>【分別区分等の見直し】 家庭系「その他ラ」のリサイクルに伴う分別区分の変更 事業系「プラスチックごみ」のリサイクル推進体制の検討</p> <p>【収集運搬体制の再構築】 収集運搬体制の再構築 ごみ置き場のステーション化 大型ごみの自己搬入における休日開場の実施</p> <p>【資源ごみ持ち去りの防止】 資源ごみの持ち去り行為防止対策の実施</p> <p>【ごみ出し支援の推進】 福祉部局と連携したごみ出し支援の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみステーションの適正な維持管理 ○排出場所の適正な管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○市が実施するごみ出し支援制度への協力
	<p>【焼却施設の整備等】 南工場の建替え</p> <p>【最終処分場の整備等】 恵下埋立地の運営 玖谷埋立地跡地活用の検討</p> <p>【その他施設の整備等】 安佐南工場大型ごみ破碎処理施設の更新 西部リサイクルプラザの更新</p> <p>【大規模災害に備えたごみ処理体制の構築】 災害に対応したごみ処理体制の構築 中国ブロックにおける連携等の検討 災害発生時における民間業者等との連携</p> <p>【ごみの広域処理体制の構築】 ごみの広域処理体制の構築</p>		
	<p>【ごみ処理コストの削減】 ごみの減量・リサイクルによるごみ処理量全体の削減 ごみ置き場のステーション化による収集運搬の効率化 サーマルリサイクルの実施 老朽化施設の設備更新による延命化 埋立量の削減による最終処分場の計画的な運営</p> <p>【施設整備費・解体費の本市負担削減】 ごみ処理施設の整備等における国の補助金等の活用</p>		

第8章 食品ロス削減推進計画

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

誰もが食品ロスを他人事ではなく我が事として捉え、食品ロス削減への理解と行動の変革が広がるよう、市民・事業者・本市等の多様な主体が連携して食品ロス削減を推進する必要があることから、持続可能な社会の実現に寄与することを目指し令和5年（2023年）4月に施行した広島市食品ロス削減推進条例等の趣旨を踏まえ、新たな食品ロス削減推進計画を策定する。

(2) 計画の位置付け

本市における食品ロス削減推進計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律の規定に基づく市町村食品ロス削減推進計画及び広島市食品ロス削減推進条例に基づく食品ロス削減推進計画として策定する。

また、食品ロス削減の取組は、ごみの発生抑制・排出抑制に資するものであり、基本計画で定めるごみ減量の取組と関連が深いことから、同計画の中に位置付け、一体のものとして策定する。

(3) 計画期間

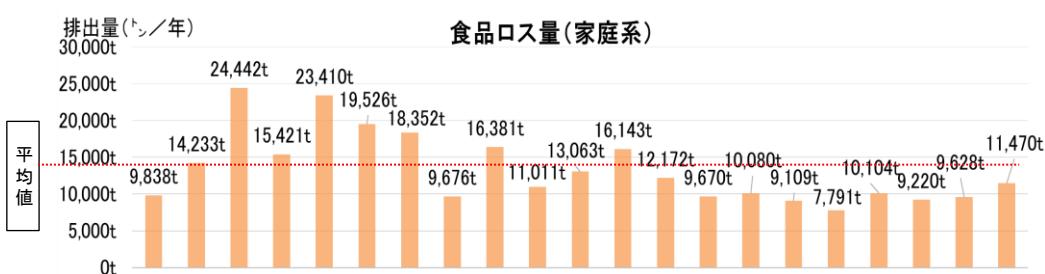
令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間

2 食品ロスの現状と課題

(1) 食品ロスの排出状況（食品ロス量の推移）

ア 家庭系食品ロス量

平成15年度（2003年度）から令和5年度（2023年度）の間の家庭系可燃ごみに含まれる家庭系食品ロス量について、平均値を算出すると13,368tとなり、平成17年度（2005年度）以降、減少傾向がみられるが、近年は横ばい傾向にある。



イ 事業系食品ロス量

事業系食品ロス量についても、家庭系と同様に平均値を算出すると、食品ロス量は17,805tとなり、年度ごとのばらつきはあるが、近年は家庭系を上回る傾向にある。



(2) 食品ロスの発生要因

家庭では、買物、保存、調理、食事など消費生活における各場面において、直接廃棄や食べ残し、過剰除去などの食品ロスが日常的に発生している。

事業者では、生産、製造、流通、販売等の各段階において、規格外品や破損、返品、売れ残り、食べ残しなどの食品ロスが日常的に発生している。

(3) 食品ロスに関するアンケート調査結果

ア 市民（消費者）向けアンケート調査（計画65頁）

本市が毎月1日に実施している「ごみ減らそうデー」において、買物客783人を対象として、アンケート調査を実施した。

イ 事業者向けアンケート調査（計画66～68頁）

本市の食品ロス削減協力店657店舗を対象として、アンケート調査を実施した。

(4) 課題

ア 家庭

アンケート結果を見ると、市民の食品ロスの問題への認知度は高く、食品ロス削減に取り組んでいる人も多いが、一方で、約34%が最近手つかず食品を捨てたことがあると回答していた。

このため、引き続き食品ロス削減に関する取組の周知啓発を図るとともに、買物、保存、調理、食事などのそれぞれの場面において食品ロス削減につながる行動を促す施策を検討、実施する必要がある。

イ 事業者

アンケート結果を見ると、多くの事業者が、食品ロス削減の重要性は認識している一方、法律や条例が施行されていることや、その法律等で規定されている事業者の責務については知らない事業者が多かった。

また、食品ロス削減の取組にあたっての課題として、仕入れ・仕込み量の最適化や、売切れによる販売機会損失と顧客満足の両立をあげている事業者が多かった。

このため、法律や条例で規定されている事業者の責務について周知を図るとともに、事業者が抱える課題について、さらに詳細に調査を行った上で、事業者と協働して課題解決に向けた取組を検討、実施していく必要がある。

3 計画の目指す方向と削減目標

（1）基本的な考え方

まだ食べることができる食品が日常的に廃棄されている現状から、「もったいない」という気持ちを持ち、食品ロスを我が事として捉え、食品ロス削減への理解と行動の変革が広がるよう、市民、事業者、本市等の多様な主体が連携して削減に向けて取り組んでいく必要がある。

その上で、あらゆる主体において、食べ物を大切にする文化を再認識し、次のスローガンの下、食品ロス削減目標を掲げ、子どもたちに明るい未来を託せるよう行動の変革を目指す。

食品ロス削減推進スローガン

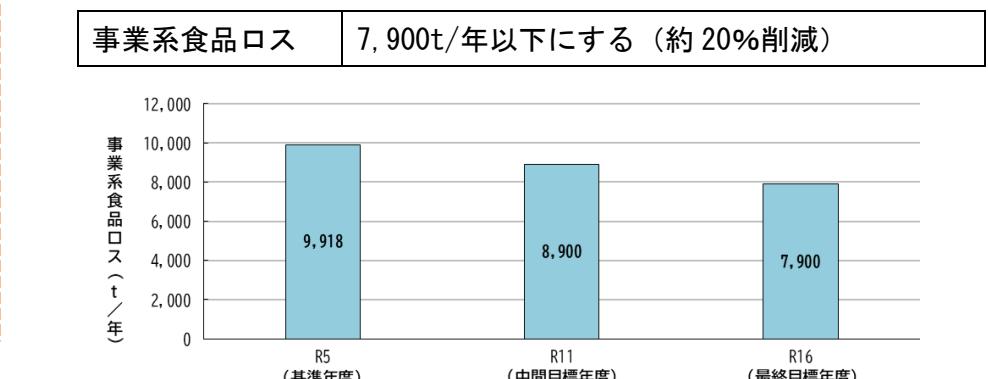
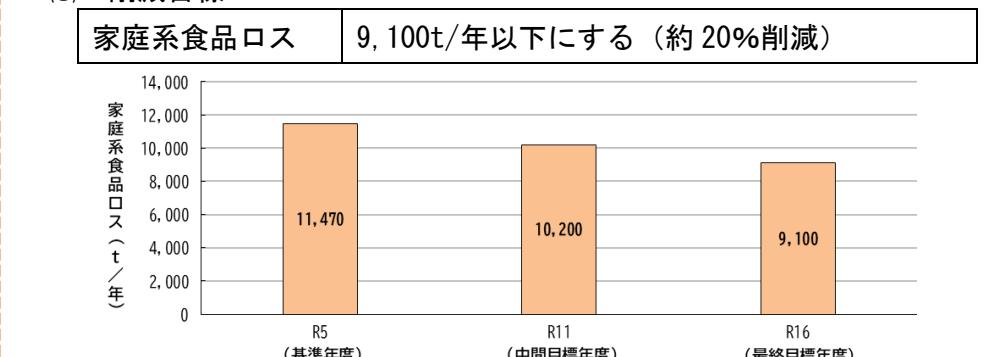
『食品ロス』もったいないけえなくそうやあ！

（2）目標設定の考え方

国は、家庭系の食品ロスについて、令和12年度（2030年度）までに平成12年度（2000年度）比で半減させる目標を設定しており、単年度当たりの削減目標は約1.67%削減となる。また、事業系の食品ロスについて、令和12年度（2030年度）までに平成12年度（2000年度）比で60%削減させる目標を設定しており、単年度当たりの削減目標は2.0%削減となる。

本市においては、令和5年度（2023年度）を基準に市民・事業者・本市等が一体となって、計画期間中、家庭系については国の削減目標を上回る単年度当たり2.0%の削減を、事業系については国の削減目標と同等の単年度当たり2.0%削減を目指すこととし、目標値を設定する。

（3）削減目標



第8章 食品ロス削減推進計画

4 目標達成に向けた取組

(1) 各主体の役割等

ア 市民の役割

市民は消費者として、食品ロスの削減の重要性への理解と関心を深めるとともに、日常生活の中で食品ロス削減のために自らができるることを考え、消費期限や賞味期限を正確に理解した上で、食品の購入、保存または調理の方法を改善することなどにより食品ロスの削減に自主的に取り組むよう努める。

イ 事業者の責務

事業者は、食品ロスの削減の重要性への理解と関心を深め、自らの事業活動に関し、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるとともに、本市が実施する食品ロス削減に関する施策に協力するよう努める。

ウ 本市の責務

本市は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、本市の特性に応じた施策を策定し、実施する。

(2) 対応方針

本市では、食品ロスの削減の推進に関する法律等の施行前の平成18年度（2006年度）より、生ごみをできる限り出さない調理方法であるエコクッキングレシピの紹介を始めるなど、「食品ロス」が広く認知される前から食品ロス削減の施策を実施し、適宜、内容の充実を図ってきた。

本市としては、今後も施策の充実を図りながら、食品ロス削減に取り組むこととしており、その推進に当たっては、市民・事業者・本市等の多様な主体が連携して取り組んでいくことが重要であることから、協働の取組を軸として、それを補完する普及啓発や推進体制の整備等に取り組む。



ア 市民・事業者との協働による食品ロス削減の推進

食品ロスの各発生段階における削減を図るために、市民・事業者と協働して取り組むとともに、必要な支援を行う。

イ 食品ロス発生抑制のための普及啓発等

あらゆる主体が、食品を無駄にすることは「もったいない」という気持ちを持ち、食品ロス削減の必要性を理解し、食品ロスを発生させない行動へと転換を図るために、食品ロス発生抑制のための普及啓発や支援を行う。

ウ 食品廃棄物の再生利用の促進

食品ロス削減の取組を実施した上で生じる食品廃棄物の再生利用の促進に取り組む。

エ 食品ロス削減に向けた推進体制の整備

市民、事業者、食品ロス削減に関する活動を行う団体や学校その他の関係者が相互に連携し、食品ロス削減に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための体制を整備する。

(3) 施策展開

ア 市民・事業者との協働による食品ロス削減の推進

(ア) 食品関連事業者等の取組に対する支援

- 「食品ロス削減協力店」の登録
- 「てまえどり運動」の実施
- 「ぶちええね！食べきりキャンペーン」の実施
- 外食時の食品ロス削減の推進
- 非常災時等の学校給食における対策の実施
- “ひろしまそだち”地産地消推進事業の実施
- 6次産業化サポート事業の実施
- 優良事例等の勉強会の開催
- 市ホームページ等による取組事例の紹介

(イ) 未利用食品等を提供するための活動の支援等

- フードシェアリングの促進
- フードドライブの推進
- フードバンクの取組の支援
- 商品寄贈による社会福祉貢献活動

(ウ) 実態調査等

- ごみ組成分析調査
- 食品関連事業者から排出される食品ロスの調査

イ 食品ロス発生抑制のための普及啓発等

(ア) 普及啓発、教育及び学習の振興等

- 食品ロス削減に関する取組の普及啓発
- エシカル消費の普及啓発
- わ食（和食・輪食・環食）の推進
- パネル展示等の実施
- 食品ロス削減イベントの開催
- イベント等への出展
- 「ごみ減らそうデー」の実施
- エコクッキング教室等の開催
- 若い世代を対象としたエコクッキング教室の開催
- 学生と連携したエコクッキングレシピ・動画の作成
- 環境講座の実施
- 学校における各教科の指導の充実
- 食育リーフレットの作成・配付
- 食農推進事業の実施
- 食品ロス削減推進サポーターの育成・活用

(イ) 表彰

- 広島市食品ロス削減推進表彰の実施

ウ 食品廃棄物の再生利用の促進

- 生ごみリサイクル講習会の開催
- 家庭系廃食用油の回収の促進
- 食品リサイクル・ループ形成に向けた支援
- 食品リサイクル施設の情報提供

エ 食品ロス削減に向けた推進体制の整備

- 広島市食品ロス削減推進部会の開催
- ごみ減量・リサイクル実行委員会の開催

第9章 計画の進行管理

1 計画の進行管理における基本的な考え方

本計画を着実に推進するためには、目標の達成状況や施策の実施状況を定期的に把握・評価し、適宜改善していくことが重要である。

このため、PDCAサイクルに基づき、計画の適切な進行管理を行っていく。

計画の進行管理（PDCAサイクル）

